ＰＣＢ廃棄物に係る特別管理産業廃棄物保管基準

ＰＣＢ廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第２項の規定における「特別管理産業廃棄物保管基準」に従って保管しなければなりません。

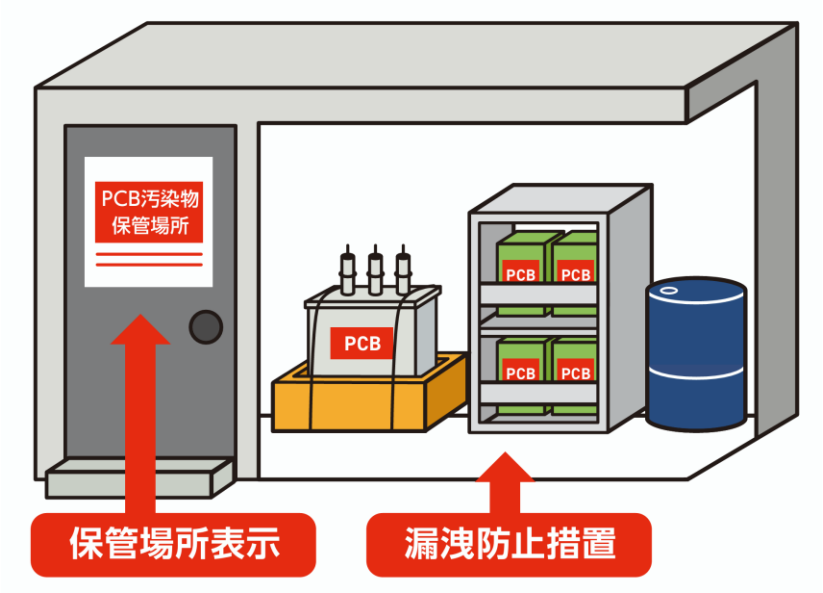


図　ＰＣＢ廃棄物の保管場所イメージ図

（出典：調べて適切に処分！低濃度ＰＣＢ廃棄物（環境省パンフレット））

ＰＣＢ廃棄物に係る特別管理産業廃棄物保管基準の遵守事項（要点）

保管場所の構造等

- 周囲に囲いが設けられていること
- ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- 仕切りを設けるなどＰＣＢ廃棄物に他の物が混入しないようにすること
- ＰＣＢ廃棄物を容器に入れ密封し、揮発・高温・腐食防止措置を行うこと

保管場所の表示

【サイズ】

- 縦及び横それぞれ60cm以上

【記載事項】

- ＰＣＢ廃棄物の保管の場所である旨（例：低濃度ＰＣＢ廃棄物保管場所）
- 保管するＰＣＢ廃棄物の種類（例：低濃度ＰＣＢ廃棄物）
- 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 屋外においてＰＣＢ廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、最高の高さ（ＰＣＢ廃棄物は屋内に保管することが望ましい）

漏洩防止措置

- 保管の場所からＰＣＢ廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭飛散しないようにすること。

特別管理産業廃棄物保管基準に係る条文

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第２項＞

事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

＜廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の13＞

法第12条の２第２項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ　周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ　見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

（１）　縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

（２）　次に掲げる事項を表示したものであること。

（イ）　特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨

（ロ）　保管する特別管理産業廃棄物の種類

（ハ）　保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

（ニ）　屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、次号ロに規定する高さのうち最高のもの

二　保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

イ　特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ　屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の（１）及び（２）に掲げる場合に応じ、当該（１）及び（２）に定める高さを超えないようにすること。

（１）　保管の場所の囲いに保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合　当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾こう配を有する面との交点（当該点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

（２）　保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合　次の（イ）及び（ロ）に掲げる部分に応じ、当該（イ）及び（ロ）に定める高さ

（イ）　直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（以下この条において「基準線」とい

う。）から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分　当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の（ｉ）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、（ｉ）又は（ｉｉ）に規定する高さのうちいずれか低いもの）

（ｉ）　地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

（ｉｉ）　（１）に規定する高さ

（ロ）　基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分　当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の（ｉ）に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、（ｉ）又は（ｉｉ）に規定する高さのうちいずれか低いもの）

（ｉ）　当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾こう配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

（ｉｉ）　（１）に規定する高さ

ハ　その他必要な措置

三　保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

四　特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、第八条の六各号に掲げる場合は、この限りでない。

五　特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること。

イ　特別管理産業廃棄物である廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあっては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物に係るポリ塩化ビフェニルの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物が高温にさらされないために必要な措置

ロ　特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあっては、容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置

ハ　ポリ塩化ビフェニル汚染物であって環境大臣が定めるものにあっては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように形状を変更しないこと。

ニ　ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物にあっては、当該ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の腐食の防止のために必要な措置

ホ　廃水銀等にあっては、第一条の十四第二号の規定の例によること。

ヘ　特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあっては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散の防止のために必要な措置

ト　腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあっては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置